

※ 本稿では「大津」を滋賀県大津市浜大津及びその周辺と定義する。したがって坂本や堅田は同じ大津市域内にあるが、今回は大津とは区別される（地図 1 参照）。

史料

①『信長公記』永禄十一年九月（註 1 1）

廿四日 信長守山まで御働き、翌日、志那・勢田の舟さし相ひ、御逗留
廿六日 御渡海なされ三井寺極楽院に御陣を懸けられ、諸勢大津・馬場・松村に陣取る
廿七日 公方様[※]御渡海にて、同三井寺光浄院に御陣宿
廿八日 信長東福寺へ御陣を移され、柴田日向守（以下略）

※公方様：足利義昭のこと

②『大徳寺文書』「宗慶[※]近江下向下行日記」天文七年（註 1 3）

時、江州下向小日記下行
二百文 進藤方へ礼
二百文 井口与四郎（中略）
廿六文 下向船賃、坂本ヨリ
小ノハマ[※]迄、月迫之間（中略）

以上八百七十文

天文七

十二月十六日

宗慶（花押）

※宗慶：大徳寺の僧侶で六角家に使者として向かった

※小ノハマ：木浜。現在の守山市の地名（註 1 3）

③『居染家文書』「近江守護六角承貞奉行人連署奉書」永禄三年（註 1 4）

國中雖為米止、堅田船之儀有子細、来廿日之内、上舟之事、無其煩可有勘過、於廿日相過者、堅可相止之由被仰出候也、仍執達如件、

永禄三年七月朔日

賢広（花押）

④『駒井日記』文禄二年閏九月（註 1 7）

一、御蔵米三百石、従北郡被召寄み分、手寄之舩[※]平田一郎右衛門尉[※]方へ

後九月十五日

駒井[※]

益庵[※]

西川五郎右衛門殿[※]

※駒井は駒井重勝、益庵は益庵宗甫、平田一郎右衛門尉と西川五郎右衛門は諱が不明。西川は観音寺詮舜と名字が同じなため観音寺の家臣と想定される。他は羽柴秀次の家臣。

※「手寄舩」は「たよりのふね」でここでは手の空いている船のことと解釈した。

⑤『駒井日記』文禄二年閏九月（註18）

（中略）

一、従大津江^{*}御蔵米三百石、須加勝右衛門^{*}分舩之指昏観音寺江遣

（以下略）

※「大津江」は「大津へ」のこと。「指昏」は「指図」

※須加勝右衛門は羽柴秀次の家臣で馬廻集。

⑥『駒井日記』文禄二年閏九月（註20）

一、御蔵米貳百貳拾石、中郡口大津江白江備後^{*}取寄舩指昏観音寺へ遣（中略）

恐惶謹言

後九月廿四日

駒井

益庵

新庄駿河守^{*}殿

※白江備後守は白江成定のことで羽柴秀次の家臣（馬廻集）、新庄駿河守は当時大津城主

⑦『芦浦観音寺文書』「豊臣秀次朱印状」文禄二年十月（註21）

江州当納分、御蔵米二千石中郡より大津に至り召し寄せられ候間手寄りの船申し付け、
白江備後守かたへ相渡す可候也

文禄二年十月十九日

（秀次朱印）

観音寺

⑧『芦浦観音寺文書』「豊臣秀次朱印状」文禄二年十一月（註22）

江州北郡之蔵米千石至大津被召寄之条手寄之舟申付、熊谷大膳^{*}かたえ可相渡候也

文禄二年十一月七日

（秀次朱印）

観音寺

※熊谷大膳は羽柴秀次の家臣で諱は不明。

⑨『駒井日記』文禄三年正月（註23）

一、新庄駿河守殿へ

御蔵米京着付而入馬大津へ可取入通、高札御立被成候或然者駄賃米者一石ニ付而何
程 被仰出候或 右大津馬も入馬も無甲乙、五舩宛ニ不被仰付候者、駄賃馬方を付
可申候間、其後分別被成、御蔵米京着之内ハ五升の高付候者、堅後停止御尤候
恐々謹言

正月九日

益庵

駒井

益少将

新庄駿河守殿

⑩『駒井日記』文禄三年正月（註24）

一、新庄返事

御折昏令拝見候、御蔵米京着ニ付而、馬之儀取前被仰越候砌、即高札を相立申候大津馬之儀ハ從來と在之候ハ々、五升苑駄賃之外違乱之儀少も在之間敷候、其旨（以下略）

⑪『芦浦観音寺文書』「豊臣秀吉朱印御蔵入目録」天正十五年（註25）

御蔵入目録

一、千八百石七斗	大みそ
一、参百九拾四石三斗三升	打下
一、百九拾石四斗	音羽
一、四百貳拾石貳斗	伊黒
一、百六拾石貳斗六升	畑村
一、四百八拾石貳斗壹升	鹿賀瀬
已上、貳千七百四拾貳石壹斗	
一、貳千八拾八石八斗九升	東万木
一、千六百七斗貳升	西万木
一、千参百六拾四石七斗三升	三重生
已上、五千五拾四石参斗四升	
一、九百貳拾八石四升	善積庄
	今津両浜
一、五百七拾五石三斗八升	下弘部
一、五百参拾四石貳斗	上弘部
	ゆふ村
一、貳百拾九石壹斗	新保
一、参百七拾五石五斗	大伴
一、七拾五石六斗六升	生見
一、九百参拾六石五斗三升	弘川
已上、参千六百四拾石貳斗五升	
一、千七百五拾五石壹斗六升	新保
	中庄

都合、壹万参千百九拾五石八斗五升

右沙汰を執らしめ、運上す可く者也

天正十五年九月廿八日

(秀吉朱印)

観音寺

⑫『芦浦観音寺文書』「豊臣秀吉朱印御蔵入目録」天正十五年（註26）

江州愛智郡御蔵入所之目録

（中略）

都合、壹万八百七十八石三斗五升

右沙汰を執らしめ訖ぬ、運上す可く者也

天正十九年 五月廿七日

（秀吉朱印）

観音寺

⑬『芦浦観音寺文書』「豊臣秀吉朱印御蔵入目録」文禄二年（註27）

御蔵入目録

一、貳千石

江州蒲生郡

豊浦 上村

下村

一、七百卅七石七斗三升

同 中屋村

一、貳百六拾八石貳斗

同 愛智郡

勝堂村

合わせ、三千五石九斗三升

右沙汰を執らしめ、運上す可く者也

文禄二年十月廿三日

⑭『芦浦観音寺文書』「豊臣秀吉朱印御蔵入目録」文禄四年八月（註28）

近江国志賀郡 御蔵入帳 文禄四年八月八日

御代官 観音寺 （以下略）

⑮『芦浦観音寺文書』「江州蒲生郡栗太郡内并堅田御蔵入御算用状之事」文禄四年十二月（註29）

（中略）文禄四年十二月十五日

長束大蔵 （花押）

増田右衛門 （花押）

徳善院 （花押）

観音寺

⑩『浅野長吉制札』天正十五年二月（註30）

定

- 一、当津荷物諸旅人入りふねにのせまじき事
- 一、当所へ役義つかまつらざる舟に荷物旅人のせまじき事
- 一、他浦にてくじふね（公事船）にとられ候ハ々此方へ可申上候かたく可申付事
- 一、くじふねにめしつかい候とき、あげおろしの儀、せんどう（船頭）共仕まじき事
- 一、家中の者下にて舟めしつかい候儀、曲事候、もし舟つかい候□んと申もの候ハ々、此方へ可申上候事

右之旨、相そむくともがらあらバ可加成敗者也

天正十五年二月十六日 弾正少弼（花押）

部分訳

- 一、この港で荷物や旅人を他所の港から来た船に乗せてはならない
- 一、当役所での役目を務めない船には荷物も旅人も乗せてはならない
- 一、他の港で大津百艘船の船を公用船として使ってはならない

⑪『居初家文書』「豊臣秀吉朱印状」天正十九年五月（註37）

定 江州諸浦

一、御材木其外公儀御用之船儀、面々持船奉行申付次第可出之、かり船にて役義不可仕之、并かこ飯米事、最前如被成御定、朝妻より大津迄一人二壺升五合宛、舟木より大津迄一人二一升式合可下行事

- 一、舟奉行判なきふね有之者、其船主可為曲言事
- 一、諸浦ひらたふね似合の役義可申付事
- 一、於諸浦廻船之儀、旅人・商買荷物先次第仁（二）可相積之事
- 一、いつれの浦にても獵すなとり近年可為如有来之事

右条々、於違背之族者、可被加語成敗者也、

天正十九年五月 日（秀吉朱印）

現代語訳

一、材木やその他の公用船については奉行から連絡があり次第、それぞれ（自分の）船を持って来なさい。借りた船で公用を務めてはならない。ならびに、水夫の飯米については、以前に指示があったとおりに、朝妻から大妻では一人当たり一升五合、舟木から大津では一人当たり一升二合とする。

- 一、舟奉行の判がない船があれば、その船主はそれとなく申し出ること。
- 一、諸浦のひらた船（底が平らな船）はそれにふさわしい役目を与えること。
- 一、諸浦での輸送船について、旅人や商業荷物は先着順で積むこと。
- 一、いずれの浦でも漁業は近年やってきたようにすることを認める。

右の内容について違反する一族がいれば懲らしめることとする。

⑱『居初寅夫家文書』「豊臣秀吉朱印状」天正二十年（註39）

江州諸浦加子の事、今度唐入りに召し連れらるべく候条、悉く相改め、上中下を付け立て、これを上ぐ可候、浦々において五分の一宛て罷り出ずべきの由、申し付く可く候然らば妻子を扶持し候間、並びに加子に配当下され、其の上御陣に於いても扶持を下さるべく候条、其の段、申し開かず可候なり。

正月三日（秀吉朱印）

観音寺

早川主馬首どのへ

石川久五郎どのへ

部分訳

近江国の浦々の水夫について、今度の唐入り（朝鮮出兵）に連れて行くということですから、全て確認して、上中下（のランク）を付けて、それ（ランクを付けた帳簿）を献上しなさい。浦々でそれぞれ五分の一程は参上しなさいということを伝えておきなさい。そうしたならば妻子を扶助し水夫には配当が下される上に、陣所でも給与が下されます。

⑲『木村忠之家文書』「観音寺詮舜・石川光元・早川長政連署加子徴発状」天正二十年（註40）

大津加子二百人之事

右の内三拾五人者

罷り出る可く候唐入りの御用のため、仰せ付けられ候なり

観音寺（花押）

天正二拾年正月

石川久五郎（花押）

早川主馬首（花押）（以下略）

参考

⑳『芦浦観音寺文書』「江州湖上往還之船定条々」慶長三年六月（註46）

一、往還之舟運賃之事、五拾石舟壹艘ニ付きて、江北朝妻 海津とり大津迄拾八里之分、銀子拾六匁五ふん宛取る可 舟大小有ると雖も、右五拾石舟ニ応し取る可き事

一、右御公用の為、年中銀子七百枚宛運上さる可き事

一、御蔵米樽木または板御材木、其の他公事船之儀、奉行切手次第浦々舟蕃折ニして出す可き事

一、先年御朱印を以て触れ出させ候浦々舟ともおり法度、儀いよいよ違乱有る可からず事

一、御さかな物毎日鯉五ツ宛上ぐ可し、然る上は最前御朱印を以て仰せ付けらる族有りと雖も取るべからず候事

右定め置かれ訖ぬ、若し違犯の族これ有るに於いては、速やかに御成敗を加えらる可者也

慶長三年六月十八日

（秀吉朱印）

観音寺

地図 1 (滋賀県大津市)

地図 2 (滋賀県高島市)



Google マップ 滋賀県大津市 2022年6月4日閲覧

<https://www.bing.com/ck/a?!&&p=7a6633602b806404e86e4ec2d60ef29f01a0477c33ea6855b9d6e22238a290b7JmltdHM9MTY1NDUxMDExNCZpZ3VpZD00ZDA3M2U3Yy1kNThtLTRiYTAtODdlNy0wNzRiMzMzMjNjFiMmQmaW5zaWQ9NTE4MA&ptn=3&fclid=9fe62884-e580-11ec-bf35-a626789904f3&u=a1aHR0cHM6Ly93d3cuZ29vZ2xlLmNvbS9tYXBzL3ByZXZpZXc&ntb=1>



写真 1 (2022年6月27日撮影)

写真 2 (同左)

図 1

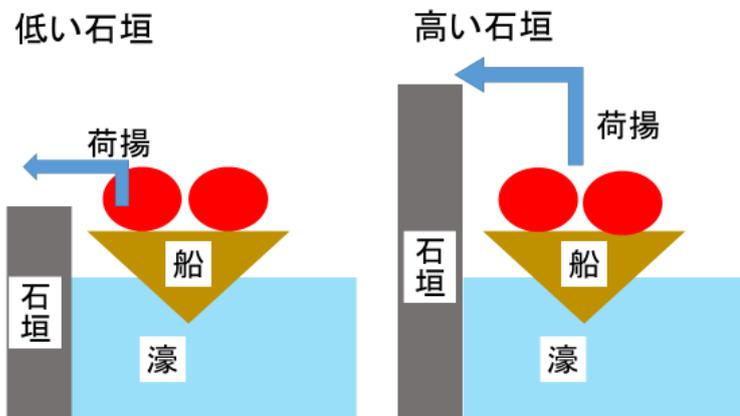


図2 大津城復元図は『新修大津市史第三巻』より（註47）

この写真の奥には琵琶湖が広がっており、かつて大津城の濠が琵琶湖に連結していたことがわかる。濠の跡の部分は周囲に比較して少し地面の位置が低くなっている。

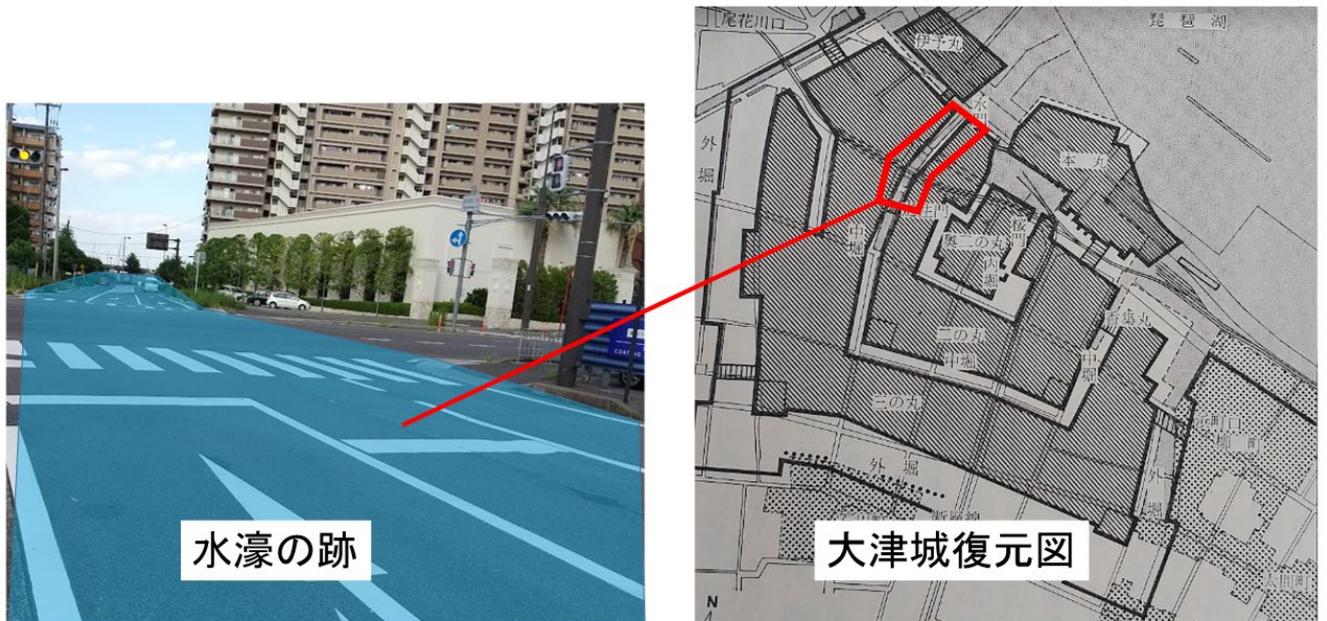
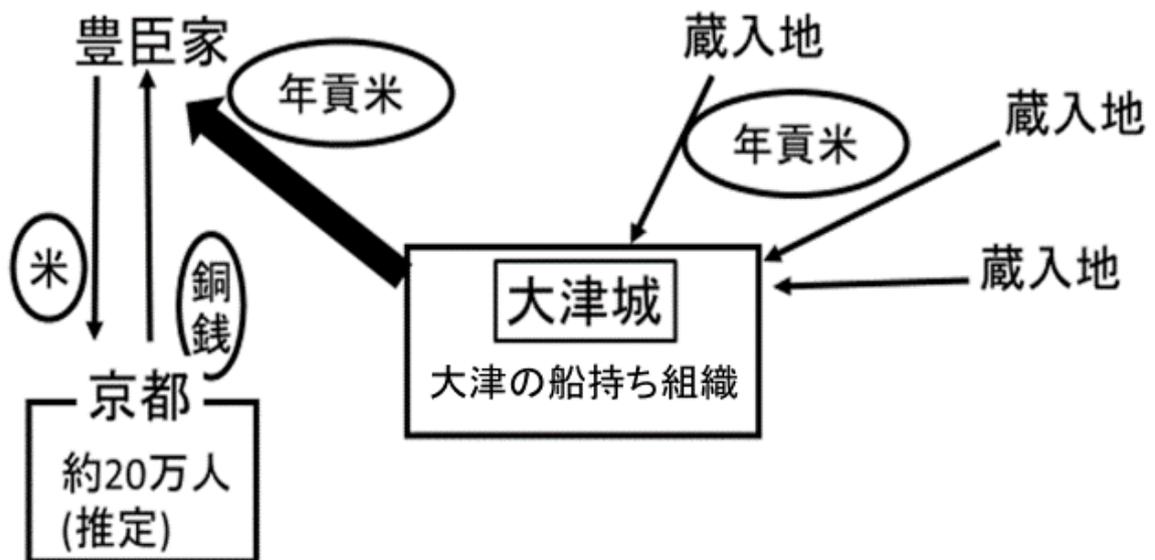


図3



註釈

（註1）『大津城発掘調査報告書』 p1

（註2）『新修大津市史第三巻』 p152

(註3) 同上 p305

(註4) 同上 p158、p305

(註5) 『織田信長家臣人名事典』の p25 には浅野長吉について「種々の奉行を務めている」とあり、さらに天正十八年の八月には「陸奥へ出動して徹底した検地を行った」とある。

同書の p235 には新庄直頼については大津城主の時点（天正十九年）で「秀吉馬廻」とあり、大津城から大和宇陀城に移った文禄四年は「秀吉のお咄衆」とある。

同書の p170 によると京極高次は天正十五年に大溝城、天正十八年に八幡山城の城主を務めている。さらに『新修大津市史第三巻』p176 には京極高次の「妻常高院は、淀君（秀頼の母）の妹であり、彼の妹松丸殿は側室として、秀吉に仕えていた」とある。

『新編日本史辞典』の p923 には増田長盛について「早くから検地・民政関係の奉行を歴任」とある。

(註6) 『大津城発掘調査報告書』 p3

(註7) 同上 p4

(註8) 同上 p33

(註9) 『新修大津市史第三巻』 p187

(註10) 同上 p154

(註11) 『信長公記』 p86

(註12) 『新修彦根市史第五巻』 p651 史料番号六三四

(註13) 木浜は滋賀県守山市木浜町周辺と考えられる。『日本の城辞典』p383 によると、同地には木浜城という城郭が16世紀頃に進藤氏によって築城されたとされている。

(註14) 『新修彦根市史第五巻』 p668 史料番号六五七

(註15) 同上 史料番号六五六

(註16) 『芦浦観音寺草津市史資料集6』の p1 には「草津市芦浦の『観音寺』は天台宗の名刹で『大慈山』の山号を持つが一般には『芦浦観音寺』と通称されている」とある。

(註17) 『増補駒井日記』p16 また芦浦観音寺の住職が西川氏であったことは『織田信長家臣人名事典』p323 による。

(註18) 同上 p25

(註19) 『新修大津市史第三巻』p211 には「詮舜はこの賢珍の実弟で、兄賢珍が天正十七年二月に没したのちその跡を相続し、観音寺住職となった人物」とあり、兄の賢珍については『織田信長家臣人名事典』p323 に「近江国芦浦観音寺の住職。…信長に仕え、後、秀吉に従う」とある。

(註20) 『増補駒井日記』 p32

(註21) 『草津市史第七巻』 p470

(註22) 同上 p470

(註23) 『増補駒井日記』 p247

(註24) 同上 p248

(註25) 『草津市史第七巻』 p464

(註26) 同上 p465

(註27) 同上 p466

- (註28) 同上 p466
- (註29) 同上 p467
- (註30) 『新修彦根市史第五卷』「豊臣秀次朱印状」二月六日 p757 史料番号八三一
「豊臣秀次朱印状」天正二十年十二月朔日 p761 史料番号八三九
「豊臣秀次朱印状」文禄二年四月四日 同上史料番号八四〇
- (註31) 『琵琶湖の船』 p38
- (註32) 『新修大津市史第三卷』 p202
- (註33) 同上 p203
- (註34) 『近世琵琶湖水運の研究』 p74
- (註35) 『新修大津市史第三卷』 p203
- (註36) 『近世琵琶湖水運の研究』 p78
- (註37) 『新修彦根市史第五卷』 p756 史料番号八二八
- (註38) 『近世琵琶湖水運の研究』 p93
- (註39) 『草津市史第七卷』 p468
- (註40) 同上
- (註41) 『豊臣政権の法と朝鮮出兵』 p268
- (註42) 同上 p266
- (註43) 同上 p244
- (註44) 同上 p213
- (註45) 『新修大津市史第三卷』 p486 には「江戸時代初期には、全国の港の中でも、大津は目立った存在であった」とある
- (註46) 『草津市史第七卷』 p472
- (註47) 『新修大津市史第三卷』 p190 の大津重複元図 写真は2022年8月19日撮影

参考文献

- 林家辰三郎 飛鳥井雅道 森谷尅久 他 1985『新修大津市史近世前期第三卷』大津市役所
- 三鬼清一郎 2012『豊臣政権の法と朝鮮出兵』青史出版
- 彦根市史編纂委員会 2001『新修彦根市史第5巻史料編古代・中世』
- 大津市教育委員会 2013『大津城発掘調査報告書』
- 草津市立街道文化情報センター 1994『芦浦観音寺草津市史資料集6』
- 大津市歴史博物館 1993『琵琶湖の船』
- 谷口克広 2010『織田信長家臣人名事典』吉川公文館
- 杉江進 2011『近世琵琶湖水運の研究』思文閣出版
- 草津市史編さん委員会 1992『草津市史第七巻』
- 駒井重勝(著) 藤田亘春(校訂) 1992『増補駒井日記』文献出版
- 太田牛一(著) 町田久成(写) 桑田忠親(校注) 1965『信長公記(全)』戦国史料叢書2 人物往来社
- 樋爪修 2008「大津城と大津籠城戦」『大津市歴史博物館研究紀要15』大津市歴史博物館
- 京大日本史辞典編纂会(編) 1999『新編日本史辞典』東京創元社
- 日本城址研究会(編) 2021『日本の城辞典』新星出版社